

沖縄県土木建築部公告土都第2号

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告（共同企業体発注）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和元年6月11日

沖縄県知事 玉城 康裕

1 業務概要

(1) 業務名 令和元年度第4回パーソントリップ調査予備検討業務

(2) 履行場所 沖縄県内

(3) 業務内容

パーソントリップ（以下PTという。）調査に向けた検討として以下の業務を行う。

ア 業務計画準備

イ 対象地域の設定

ウ 計画・政策課題の設定

エ 解析・評価方法の概略検討

オ PT調査体系・手法の概略検討

カ 広報活動、PI手法の検討

キ ワーキンググループの設置、運営

ク 先進地域の調査

ケ 報告書作成

コ 打合せ協議

(4) 履行期間 契約締結日から令和2年3月31日（火）まで

(5) 契約限度額 10,790,000円以下（税抜き）

※受注者決定にあたっては、見積書に記載された税抜きの金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって契約額とする。

(6) 本業務は、受注者を特定する場合において、一定の条件を満たす者を公募により選定し、当該業務に係る実施体制、実施方針に関する提案書（以下「技術提案書」という。）の提出を求め、技術提案書の内容が業務の履行に最も適した者を受注者とするプロポーザル方式の業務である。

(7) 照査の実施について

本業務は、土木設計業務等委託契約書第11条（照査技術者）の照査技術者を定めるものとする。照査技術者は本業務の成果物等の内容について技術上の照査を行うものとし、発注者に照査報告書及び各種検討書等の必要に応じた資料を提出し、照査状況を報告するものとする。

2 参加資格

技術提案書を提出しようとする者は、次に掲げる資格等を満たしていること。

(1) 参加者に共通して求める要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

イ 土木関係建設コンサルタント業務（都市計画及び地方計画部門）に登録を受けている者であって、沖縄県の平成31・32年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録に係る参加表明書を提出し、業種区分「土木関係コンサル」、登録業種「都市計画及び地方計画」に登録された者。

- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと（上記イの再認定を受けた者を除く。）。
- エ 参加表明書等の提出期限の最終日から受注者決定日までの期間において、沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
- オ 参加しようとする者との間に資本関係、人的関係又はその他の入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと。
- カ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- キ 実施方針が適正であること。
- ク 当該業務の見積額が契約限度額の範囲内であること。

(2) 共同企業体の結成にあつての要件

- ア 2社共同企業体とする。
- イ 自主結成方式とする。
- ウ 当該業務に関し、2つ以上の共同企業体の構成員となることはできない。
- エ 代表者は構成員のうち最大の履行能力を有し、かつ最大の出資割合の者でなければならない。
- オ 構成員のうち最小の出資者の出資割合は、30%以上でなければならない。
- カ 共企業体の協定書が、入札説明書と同時に配布する「共同企業体協定書」によるものであること。

(3) 代表構成員に求める要件

- ア 代表構成員に関する要件
 - (ア) 2 (3) イからエに挙げる基準を満たす管理技術者及び照査技術者を当該委託業務に配置できること。
 - (イ) 同種業務の実績
 - 下記に示される同種業務について、平成21年度以降から公告日までに完了した業務において、企業単体もしくは共同企業体の代表構成員として実施した業務の実績を有さなければならない。
 - a 同種業務：国又は地方公共団体発注の「パーソントリップ調査に関する業務」
(同種業務は、契約金額が500万円以上の業務で業務成績が60点以上であること。ただし、業務成績評定制度のない発注機関における業務実績はこの限りでない。以下同じ。)
- イ 配置予定技術者の資格に関する要件
 - 管理技術者及び照査技術者がそれぞれ以下のいずれかの資格保持者であること。
 - (ア) 管理技術者
 - 以下のいずれかの資格保有者であること。
 - a 技術士（総合技術監理部門「建設部門」）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
 - b 技術士（建設部門：都市及び地方計画）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。（当該で平成13年度以降に試験に合格した者は、7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門（技術士制度における技術部門）に4年以上従事している者。）

(イ) 照査技術者

以下のいずれかの資格保有者であること。

- a 技術士（総合技術監理部門「建設部門」）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- b 技術士（建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。（当該で平成13年度以降に試験に合格した者は、7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門（技術士制度における技術部門）に4年以上従事している者。）
- c R C C Mの資格を有し、「登録証」の交付を受けている者。

ウ 配置予定技術者の業務実績に関する要件

(ア) 管理技術者

管理技術者は、平成21年度以降から公告日までに完了した業務において下記の実績を有すること。ただし、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。職務上従事した立場は管理技術者又は担当技術者とする。

a 同種業務：国又は地方公共団体発注の「パーソントリップ調査に関する業務」

なお、予定管理技術者が、評価対象期間に、産前休業、産後休業、育児休業、介護休業を取得していた場合は、その取得期間と同等の期間を評価対象期間の以前に加えることができる。

出産・育児等とは、次のとおり。

- ・産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定による休業）。
- ・育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する休業）及び介護休業（同条第2号に規定する休業）をいう。

(イ) 照査技術者

照査技術者は、平成21年度以降から公告日までに完了した業務において下記a若しくはbの実績を有すること。ただし、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。職務上従事した立場は管理技術者、担当技術者、照査技術者とする。

a 同種業務：国又は地方公共団体発注の「パーソントリップ調査に関する業務」

b 類似業務：国又は地方公共団体発注の「都市交通の調査に関する業務」

（類似業務は、契約金額が500万円以上の業務で業務成績が60点以上であること。ただし、業務成績評定制度のない発注機関における業務実績はこの限りでない。以下同じ。）

なお、予定管理技術者が、評価対象期間に、産前休業、産後休業、育児休業、介護休業を取得していた場合は、その取得期間と同等の期間を評価対象期間の以前に加えることができる。

出産・育児等とは、次のとおり。

- ・産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定による休業）。
- ・育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する休業）及び介護休業（同条第2号に規定する休業）をいう。

エ 配置予定管理技術者の手持ち業務量に関する要件

管理技術者は、全ての手持ち業務の契約金額が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者とする。ただし、契約金額が1,000万円を超える業務で、管理技術者が低入札調査基準価格以下で契約した業務を担当している場合は、手持ち業務の契約金額が2億円以上、又は手持ち業務の件数が5件以上とする。

※手持ち業務量とは、公告日現在（特定後未契約のものも含む）において管理技術者及び担当技術者となっている500万円以上の他の業務をいう。

(4) 代表構成員以外の構成員に求める要件

ア 沖縄県内に本店を置く者であること。但し、代表構成員が県内に本店がある場合はこの限りでない。

イ 業務実績に関する要件

下記に示される同種業務又は類似業務について、平成21年度以降から公告日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、企業単体もしくは共同企業体構成員として実績を有さなければならない。

(ア) 同種業務：国又は地方公共団体発注の「パーソントリップ調査に関する業務」

(イ) 類似業務：国又は地方公共団体発注の「都市交通の調査に関する業務」

3 技術提案書の提出を要請する者を選定するための基準等

技術提案書の提出を要請する者（以下「選定者」という。）の選定は、測量及び建設工事コンサルタント業者等の指名に関する要領に定める指名基準による。

なお、同基準中の「(1)当該業務に対する技術的適正、(2)会社の経営状況及び使用人数並びに技術者の状況、並びに(4)過去における成果の状況」については、同種又は類似業務の実績並びに配置予定者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

4 受注者の特定に関する事項

(1) 評価の方法

算出方法は、以下のとおりとする。

ア 評価値の算出方法

評価値＝技術評価点

イ 技術評価点の算出方法

技術提案書の内容に応じ、下記(ア)から(ウ)の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

(ア) 予定技術者の経験及び能力

(イ) 実施方針等

(ウ) 特定テーマに対する技術提案

(2) 受注者の決定方法

受注者の決定は、4(1)によって算出された評価値の最も高い者を受注候補者とする。

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて受注候補者を選定する。

受注者は、受注候補者を指名審査会の審議を経て、決定する。その結果は技術提案書を提出した者全員に通知する。

5 各種手続き等

(1) 参加説明書、設計図書の交付期間、交付方法等

ア 交付期間 令和元年6月11日（火）から

イ 交付方法 都市計画・モノレール課のホームページに掲載する。

ウ 問い合わせ先 6(5)イの場所

(2) 参加表明書の提出等

参加を希望する者は、下記により参加表明書を提出するものとする。

ア 参加表明書の提出期間、提出場所、方法等

(ア) 期 間 令和元年6月11日（火）から令和元年6月21日（金）まで

- (イ) 提出場所、方法等 参加説明書 5 (2)による。
- イ 技術提案書の提出要請の通知（選定通知）
郵便等をもって令和元年7月2日（火）発送を予定する。
- ウ 共同企業体申請書の提出
本業務の参加を希望する者は、共同企業体資格審査申請書及び共同企業体協定書の持参により提出しなければならない。
- (ア) 期 間 5 (2)ア(ア)と同じ。
- (イ) 提出場所、方法等 5 (2)ア(イ)と同じ。
- (ウ) 部 数 1部
- (3) 技術提案書の提出等
技術提案書の提出方法は、次のとおりとする。
- ア 提出資格
3に基づく選定者
- イ 技術提案書の提出期間等
(ア) 期 間 令和元年7月2日（火）から令和元年7月24日（水）まで
(イ) 提出方法等 参加説明書 6 (2)ア(ウ)による。
- ウ 技術提案書のヒアリング
(ア) 期 間 令和元年7月29日（月）午後2時から5時まで（予定）
(イ) 方法等 参加説明書 4 (2)による。
- (4) 受注者の決定日
受注者の決定は、下記の日時までには決定する予定である。なお、技術提案書を提出した者には、4(2)により通知する。
- ア 日 時 令和元年8月5日（月）（予定）

6 その他

- (1) 契約保証金
契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び契約書の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。
- (2) 参加資格の喪失
本公告に示した参加資格のない者の評価又は参加表明書、技術提案書申請書及びその他提出資料に虚偽の記載をした者の評価は無効とするとともに、指名停止を行うことがある。
なお、技術提案書の提出要請を受けた者であっても、要請後、指名停止措置を受け受注者の決定時において指名停止期間中である者の評価も無効とする。
- (3) 参加表明書又は技術提案書の提出期限後において、原則として参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更を認めない。
- (4) 配置予定技術者の確認
ア 参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
イ 受注者の決定後、TECRIS等により配置予定管理技術者の専任性（手持ち業務量）に違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
- (5) 問い合わせ先一覧
ア 契約関係 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎一丁目2番2号
沖縄県 土木建築部 都市計画・モノレール課 景観形成班
電話番号 098-866-2408
イ 応募調書資料関係 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎一丁目2番2号

沖縄県 土木建築部 都市計画・モノレール課 企画班
電話番号 098-866-2408

ウ 設計図書関係 イに同じ。

(6) 詳細は参加説明書による。